



町田市立成瀬中央小学校P. T. A.

町田市立成瀬中央小学校

P. T. A. 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、「成瀬中央小学校P. T. A.」といい、事務所を本校におきます。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・地域における子どもの健全な成長をはかることを目的とし、よりよい保護者・教職員になることをめざします。

第3章 会 員

第3条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者（又は、これに準ずるもの）と教職員で、この会の目的に賛同する人としします。

【考え方の補足】 この会は本校に通う子ども達の幸せを願う会ですから、すべての保護者に会員となってほしいと思います。

入学時、転入時に主旨を説明の上、入会を決めていただきます。

又、年度毎の更新手続きはせず、自動的に継続するものとします。

なお、入退会の際には、入会届・退会届を出すこととします。

第4条 会員は、すべて平等の権利と義務を持ち、会費を負担します。

第5条 会員は、この会のすべての会議を傍聴することができます。又、議事録も閲覧することができます。

第4章 活動方針

第6条 この会は、第2条の目的を達成するため、会員がお互いに尊重し、信頼しあって活動を進めます。

- (1) 保護者と教職員の相互理解を深め、学級・学年・地域の話し合いを基礎として行います。
- (2) 学校・その他目的を同じくする機関・諸団体と必要に応じて協力することができます。
- (3) 教育の充実のため、自治体及び国に働きかけることができます。
- (4) この会は、自主独立の団体であり、教育環境について学校や教育委員会に意見を述べることができますが、直接に学校の管理や人事に干渉しません。又、学校や教育委員会の干渉も受けません。

【考え方の補足】 学校の人事・管理への干渉は許されません。

しかし、子ども達の学校生活についてわからないことがあった時は、いつでも質問し、意見を言える会でありたいものです。又、学校長には必要に応じて意見を求めることがあります。

- (5) 特定の政党や宗教を支持することなく、この会や役員の名で選挙活動を行いません。又、個人の営利を目的とする行為や寄付金の受けつけも行いません。

第5章 総 会

第7条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関です。

- (1) 総会は会員の1／3以上の表決書の提出または出席（委任状を含む）で成立します。
- (2) 議長は出席者の互選により選出され、議事を進行します。
- (3) 議事（会則の改正は除く）は表決書または出席者の過半数の賛成によって可決されます。

第8条 総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集します。

(1) 定期総会は原則として年度初めに開催されます。総会審議は書面(電磁的方法を含む)によるものとし、会員の出席が必要と会長が認めた時は集会形式とします。総会では、次の事項を審議決定します。

- ・前年度活動及び決算報告の承認
- ・新年度活動計画及び予算の審議・承認
- ・役員及び会計監査の承認
- ・会則の改正
- ・その他重要事項に関する審議・承認

(2) 臨時総会は、学年委員会が必要と認めた時、又は会員の1／10以上の要求があった時から、1ヶ月以内に招集されなければなりません。

(3) 総会の開催日及び議案は開催日の1週間前までに会員に通知します。

第6章 会 計

第9条 この会の運営及び活動に必要な費用は、会費及び公的補助金でまかないます。

第10条 支出は総会で承認された予算に基づいて行われます。

第11条 決算は会計監査を経て総会の承認を受けます。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

会費については、細則に定めます。

第7章 会計監査

第13条 この会の会計を監査するために、保護者2名・教職員1名の会計監査を置きます。

(1) 任期は1年とし、再任・兼任は認めません。

(2) 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告します。

又、必要に応じて随時監査を行うことができます。

(3) 会計監査の選出方法は細則の役員・会計監査選出規定によります。

第8章 役員・委員及び委員会

第14条 この会には次の役員をおきます。

会 長	1名（保護者）
副会長	3名以内（保護者、教職員）
書 記	3名以内（保護者、教職員）
会 計	3名以内（保護者、教職員）
その他細則で定める役員（校外）	

第15条 役員の選出方法は細則の役員・会計監査選出規定によります。

ただし、教職員の役員選出は、教職員に委ねます。

第16条 第15条の方法で選出された新年度役員は、総会において承認を受けます。

第17条 役員の任期は、1年とし、再任は妨げません。

第18条 役員は、他のすべての委員を兼ねることはできません。

第19条 役員の任務は次の通りとします。

- (1) 会長はこの会を代表し、総会・学年委員会・運営委員会を招集します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。
- (3) 書記は総会及び各種会合の通知ならびに記録を行います。
- (4) 会計は、予算に基づいてこの会の会計事務を処理します。
- (5) 校外担当は、青少年健全育成委員会など学校外の地域活動を担当します。

第20条 会長は、学年委員会の決議承認のもとに行動し、緊急の場合は副会長と合議のうえ、行動することができます。

第21条 この会に次の会をおきます。

(1) 学級保護者会

- ① 学級保護者会は、学級の会員によって構成され、この会のすべての活動の基礎とします。又、会員相互の話し合いの場です。
- ② 年度初めに学年委員を選出し、自主的に活動できます。

(2) 学年委員会

- ① 学年委員会は、各学年から選出された学年委員と役員及び常任委員長で構成されます。
- ② 学年委員会は、学年委員定数の2／3以上の出席によって成立します。
- ③ 学年委員会は総会につぐ議決機関で、学年委員は学年の意見や願いをこの会に反映させます。又、予算、会則、その他の重要事項をのぞく運用上の細かいことは、出席者（役員を含む）の過半数の賛成で決定します。
- ④ 学年委員会に学年委員が出席できない場合、学年委員の代理人（学年委員に準ずる者）が出席できます。
- ⑤ 学年委員会は定例会のほか、必要に応じて開くことができ、その討議内容を全会員に報告します。

(3) 運営委員会

- ① 役員と各学年代表委員（学年委員より1名）及び常任委員長で構成されます。学年の代表が欠席の場合は、当該学年の学年委員の中から代理人が出席できます。常任委員長が欠席の場合は、委員会内から代理人が出席できます。総会及び学年委員会で委任された事項、緊急事項、その他必要な事項について審議立案します。又、総会及び学年委員会で決定された事項の執行機関です。
- ② 定例会のほか、会長あるいは運営委員会が必要と認めた時、及び運営委員の1／3以上からの要求があった時は、臨時運営委員会を開きます。
- ③ 運営委員会は、構成員の2／3以上の出席で成立します。
- ④ 予算は、新年度の運営委員会で立案します。立案にあたっては、前年度の委員に意見を求めることができます。
- ⑤ 運営委員会の運用の仕方は、その年の運営委員に一任します。

(4) 常任委員会

- ① 常任委員会は各委員会が本会の目的に沿って、独立した行動をするものとします。
- ② 学年委員会及び総会は、活動をすすめる上で必要に応じて常任委員会を設けることができます。又、委員長（代理でも可）は活動内容を学年委員会、運営委員会に出席し、適宜報告しなければなりません。

(5) 特別委員会

必要に応じて学年委員会で決議された後、委員会活動を行うことができます。

第22条 会則の改正は、総会の表決書または出席者の2／3以上（委任状を含まない）の賛成によって行うことができます。

第23条 この会の運営と活動を円滑に進めるために、総会又は学年委員会出席者の2／3以上の賛成によって、細則を設定・改廃することができます。

第24条 この会則は、昭和58年5月1日より発効します。

細 則

1. 会費について

- ・ 会費は、年間1, 500円とします。
- ・ 徴収時に在籍する会員から一括で徴収します。
- ・ 転出の場合は、返却しません。
- ・ 中途入会者については、
1 学期転入：1, 500円 2 学期転入：1, 000円
3 学期転入：500円とします。

2. 役員・会計監査選出規定

選出を次の方法で行います。

- (1) 役員は各学年から1名選出します。ただし、立候補者がいる場合はその限りではありません。
- (2) 会計監査は前年度の役員がこの任にあたります。
- (3) その他必要に応じて校外担当を選出します。

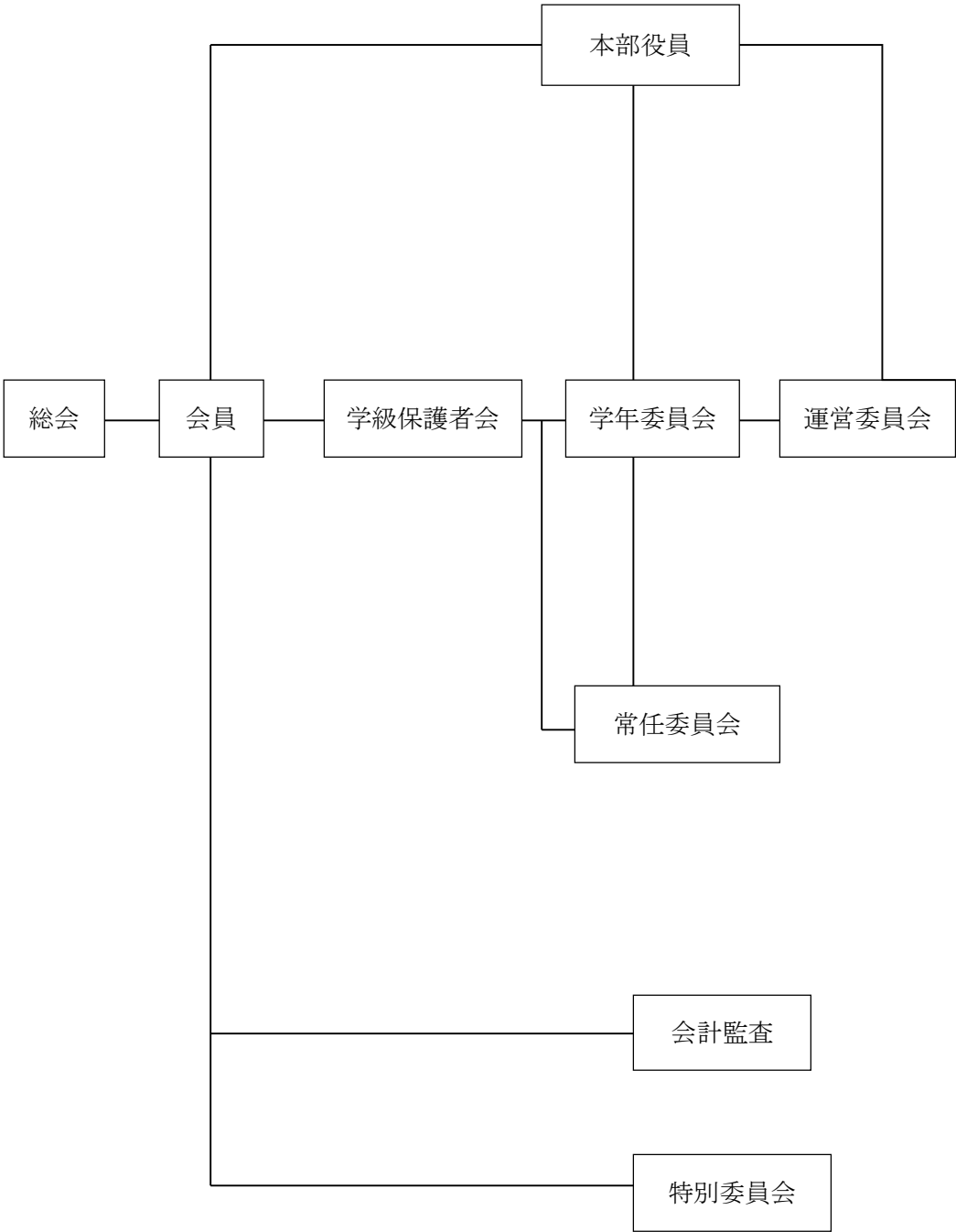
3. 弔慰金について

- (1) 会員及び児童死亡時は、1万円とします。
- (2) 学級で気持ちをあらわす場合は、2万円を限度とします。

4. 見舞金について

- (1) 火災の場合は、5千円とします。
- (2) 児童に限り、病気・事故による長期欠席（1ヶ月以上）の場合は5千円とします。
- (3) 学級で気持ちをあらわす場合は、2万円を限度とします。
- (4) 非常災害時などの見舞いについては、学級及び学年委員会で話し合うことができます。

組織図



[illegible]